

議案第54号

白岡市手数料条例の一部を改正する条例

白岡市手数料条例（平成12年白岡町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第34号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第43号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第47号中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号ア(7)中

「b 増築又は改築の場合は、1件につき 13,000円

「b 増築又は改築の場合は、1件につ

つき 13,000円

を c 建築を伴わない場合は、1件につ

き 13,000円

「b

「b 増築又は改築の場合は、1  
つき 25,000円

増築又は改築の場合は、1件につ  
き 25,000円

を

c 建築を伴わない場合は、1  
つき 25,000円

件につ

「b 増築又は改築の場合は、1件につ  
つき 85,000円

に改め、同号イ(7)中

を

「b 増築又は改築の場合は、1件につ  
つき 85,000円

c 建築を伴わない場合は、1件につ  
つき 85,000円

に改め、同号イ(8)中 「b 増築  
つき 1

「b 増築又は改築の場合は、1件につ  
つき 194,000円

又は改築の場合は、1件につ  
94,000円

を

c 建築を伴わない場合は、1件につ  
つき 194,000円

に改め、同表第49号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期

優良住宅維持保全計画」を加え、同表第77号中「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の次に「（除票の写しを含む。）」を、「200円」の次に「（白岡市印鑑条例（平成2年白岡町条例第10号）第13条第3項第3号に規定する多機能端末機による交付にあつては150円）」を加え、同表第79号中「200円」の次に「（白岡市印鑑条例第13条第3項第3号に規定する多機能端末機による交付にあつては150円）」を加える。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第34号及び第43号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第47号及び第49号の改正規定 令和4年10月1日
- (3) 別表第77号及び第79号の改正規定 令和5年2月1日

令和4年8月25日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正並びにコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から証明書等を交付する自動交付サービスの導入に伴い、手数料を新たに定めるなどの必要が生じたため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。